

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="443 472 824 608">恵那市市森林整備計画 (変更計画)</p> <p data-bbox="347 810 1108 975">計画期間 <math>\left( \begin{array}{l} \text{自} \quad \text{令和 5年4月 1日} \\ \text{至} \quad \text{令和15年3月31日} \end{array} \right)</math></p> <p data-bbox="421 1126 831 1206">令和<del>7</del>年3月〇〇日樹立 (変更) 恵那市告示第〇〇号</p>	<p data-bbox="1413 472 1794 608">恵那市市森林整備計画 (変更計画)</p> <p data-bbox="1317 810 2078 975">計画期間 <math>\left( \begin{array}{l} \text{自} \quad \text{令和 5年4月 1日} \\ \text{至} \quad \text{令和15年3月31日} \end{array} \right)</math></p> <p data-bbox="1391 1126 1800 1206">令和<del>6</del>年3月31日樹立 (変更) 恵那市告示第93号</p>

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、恵那市森林整備計画を次のように変更します。  
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。  
なお、変更計画の施行日は令和7年4月1日とします。

### 恵那市森林整備計画の一部変更

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、恵那市森林整備計画を次のように変更します。  
本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。  
なお、変更計画の施行日は令和6年4月1日とします。

### 恵那市森林整備計画の一部変更

<p>I (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 造林に関する事項</p> <p>1 人工造林に関する事項</p> <p>人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。</p> <p>また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。</p> <p>なお、苗木の選定については、成長に優れた<u>特定苗木等</u>や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。</p> <p>(1) 人工造林の対象樹種</p> <p>人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表II-2-1-1のとおりとします。</p> <p>表II-2-1-1 人工造林に係る樹種</p>	<p>I (略)</p> <p>II 森林の整備に関する事項</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 造林に関する事項</p> <p>1 人工造林に関する事項</p> <p>人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。</p> <p>また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。</p> <p>なお、苗木の選定については、成長に優れた<u>エリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木</u>や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。</p> <p>(1) 人工造林の対象樹種</p> <p>人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表II-2-1-1のとおりとします。</p> <p>表II-2-1-1 人工造林に係る樹種</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="161 1078 331 1359"> <p>一般的事項</p> </td> <td data-bbox="340 1078 1106 1359"> <ul style="list-style-type: none"> <li>造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。</li> <li><u>成長に優れた特定苗木等</u>や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>一般的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。</li> <li><u>成長に優れた特定苗木等</u>や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1133 1078 1303 1359"> <p>一般的事項</p> </td> <td data-bbox="1312 1078 2083 1359"> <ul style="list-style-type: none"> <li>造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。</li> <li><u>特定苗木などの成長に優れた苗木</u>や少花粉スギ<u>など</u>の花粉の少ない苗木</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>一般的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。</li> <li><u>特定苗木などの成長に優れた苗木</u>や少花粉スギ<u>など</u>の花粉の少ない苗木</li> </ul>
<p>一般的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。</li> <li><u>成長に優れた特定苗木等</u>や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図</li> </ul>				
<p>一般的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。</li> <li><u>特定苗木などの成長に優れた苗木</u>や少花粉スギ<u>など</u>の花粉の少ない苗木</li> </ul>				

	<p>るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。</li> <li>特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。</li> <li>土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。</li> <li>本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市（町村）の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。</li> <li>造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。</li> </ul>		<p>の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。</li> <li>特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。</li> <li>土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。</li> <li>本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市（町村）の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。</li> <li>造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。</li> </ul>																
<p>人工造林の 対象樹種</p>	<p>・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="376 852 1099 1224"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林 の対象樹種</td> <td>スギ・ヒノ キ、カラマツ、 イチイ、マツ 類、コウヨウザ ン</td> <td>カエデ・ケヤ キ・ホオノキ・ コナラ・ミズナ ラ・クリ・サク ラ</td> <td>左記の樹種は育成に際 しての推奨種であり、そ の他の樹種であっても 各々の地域における在来 の高木性の樹種であれば 対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林 の対象樹種	スギ・ヒノ キ、カラマツ、 イチイ、マツ 類、コウヨウザ ン	カエデ・ケヤ キ・ホオノキ・ コナラ・ミズナ ラ・クリ・サク ラ	左記の樹種は育成に際 しての推奨種であり、そ の他の樹種であっても 各々の地域における在来 の高木性の樹種であれば 対象とする。	<p>人工造林の 対象樹種</p>	<p>・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1350 852 2074 1224"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>針葉樹</th> <th>広葉樹</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人工造林 の対象樹種</td> <td>スギ・ヒノ キ、カラマツ、 イチイ、マツ 類、コウヨウザ ン</td> <td>カエデ・ケヤ キ・ホオノキ・ コナラ・ミズナ ラ・クリ・サク ラ</td> <td>左記の樹種は育成に際 しての推奨種であり、そ の他の樹種であっても 各々の地域における在来 の高木性の樹種であれば 対象とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	針葉樹	広葉樹	備考	人工造林 の対象樹種	スギ・ヒノ キ、カラマツ、 イチイ、マツ 類、コウヨウザ ン	カエデ・ケヤ キ・ホオノキ・ コナラ・ミズナ ラ・クリ・サク ラ	左記の樹種は育成に際 しての推奨種であり、そ の他の樹種であっても 各々の地域における在来 の高木性の樹種であれば 対象とする。
区分	針葉樹	広葉樹	備考																
人工造林 の対象樹種	スギ・ヒノ キ、カラマツ、 イチイ、マツ 類、コウヨウザ ン	カエデ・ケヤ キ・ホオノキ・ コナラ・ミズナ ラ・クリ・サク ラ	左記の樹種は育成に際 しての推奨種であり、そ の他の樹種であっても 各々の地域における在来 の高木性の樹種であれば 対象とする。																
区分	針葉樹	広葉樹	備考																
人工造林 の対象樹種	スギ・ヒノ キ、カラマツ、 イチイ、マツ 類、コウヨウザ ン	カエデ・ケヤ キ・ホオノキ・ コナラ・ミズナ ラ・クリ・サク ラ	左記の樹種は育成に際 しての推奨種であり、そ の他の樹種であっても 各々の地域における在来 の高木性の樹種であれば 対象とする。																

最深積雪深による造林樹種の区分	当市における最深積雪深は、1.0mに満たないため、それぞれの立地条件に応じた樹種を選定し、 <b>植栽する。</b>	最深積雪深による造林樹種の区分	当市における最深積雪深は、1.0mに満たないため、それぞれの立地条件に応じた樹種を選定し、 <b>植栽します。</b>
カシナガ等被害跡地の造林樹種	・枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を <b>図るものとする。</b>	カシナガ等被害跡地の造林樹種	・枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を <b>図るものとし</b> ます。
(2) (略)		(2) (略)	
(3) (略)		(3) (略)	
<b>2 天然更新に関する事項</b>		<b>2 天然更新に関する事項</b>	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
(3) (略)		(3) (略)	
(4) (略)		(4) (略)	
(5) (略)		(5) (略)	
<b>(6) 更新調査</b> 下記により更新調査を行うこととします。		<b>(6) 更新調査</b> 下記により更新調査を行うこととします。	
更新調査の実施主体	更新調査は恵那市が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を得て実施するものとする。	更新調査の実施主体	更新調査は恵那市が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等の助言や協力を得て実施するものとする。
更新調査の時期	伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新調査を行うものとする。	更新調査の時期	伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新調査を行うものとする。

<p>標準地の設定</p>	<p>更新調査は、更新対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により標準地を設定のうえ調査を行うものとする。</p> <p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区の設定</li> </ul> <p>2m×10mの带状標準地の中に2m×2mの5プロットを設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準地の数</li> </ul> <p>更新対象地2ha未満;带状標準地を4箇所以上、2ha以上4ha未満;带状標準地を6箇所以上、4ha以上;带状標準地を8箇所以上設定。</p> <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区の設定</li> </ul> <p>残存木については、20m×20mの標準地を設定。更新稚樹については上記①に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準地の数</li> </ul> <p>残存木については、更新対象地2ha未満;1箇所、2ha以上4ha未満;2箇所、4ha以上;3箇所以上設定。更新稚樹については上記①に準ずる。</p> <p>③群状や点状の伐採の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区の設定</li> </ul> <p>複数の更新対象地内に2m×2mのプロットを設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準地の数</li> </ul> <p>更新対象地2ha未満;プロット20箇所以上、2ha以上4ha未満;プロット30箇所以上、4ha以上;プロット40箇所以上設定。</p> <p>④標準地の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準地は、更新対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など自然条件及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。</li> </ul>		<p>標準地の設定</p> <p>更新調査は、更新対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により標準地を設定のうえ調査を行うものとする。</p> <p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区の設定</li> </ul> <p>2m×10mの带状標準地の中に2m×2mの5プロットを設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準地の数</li> </ul> <p>更新対象地2ha未満;带状標準地を4箇所以上、2ha以上4ha未満;带状標準地を6箇所以上、4ha以上;带状標準地を8箇所以上設定。</p> <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区の設定</li> </ul> <p>残存木については、20m×20mの標準地を設定。更新稚樹については上記①に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準地の数</li> </ul> <p>残存木については、更新対象地2ha未満;1箇所、2ha以上4ha未満;2箇所、4ha以上;3箇所以上設定。更新稚樹については上記①に準ずる。</p> <p>③群状や点状の伐採の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査区の設定</li> </ul> <p>複数の更新対象地内に2m×2mのプロットを設定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準地の数</li> </ul> <p>更新対象地2ha未満;プロット20箇所以上、2ha以上4ha未満;プロット30箇所以上、4ha以上;プロット40箇所以上設定。</p> <p>④標準地の選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準地は、更新対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など自然条件及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。</li> </ul>
---------------	---	--	---

更新調査の内容	更新調査にあたっては以下の内容について調査する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数</li> <li>・ 成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数</li> <li>・ 残存木の樹種、樹高、成立本数</li> <li>・ 更新対象地の面積</li> <li>・ 残存木の占める面積</li> <li>・ 主な競合植物の種類及び生育状況</li> </ul>	更新調査の内容	更新調査にあたっては以下の内容について調査する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数</li> <li>・ 成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数</li> <li>・ 残存木の樹種、樹高、成立本数</li> <li>・ 更新対象地の面積</li> <li>・ 残存木の占める面積</li> <li>・ 主な競合植物の種類及び生育状況</li> </ul>
更新調査の記録	更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを標準とする。	更新調査の記録	更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを標準とする。
更新調査を省略することができる場合	以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新対象地の面積が1ha以下の場合(ただし、他の連続する未更新の更新対象地との合計面積が1haを超える場合はこの限りでない)</li> <li>・ 電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐採であると判断できる場合</li> </ul>	更新調査を省略することができる場合	以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるものとする。なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を天然更新調査記録簿等に記録する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新対象地の面積が1ha以下の場合(但し、他の連続する未更新の更新対象地との合計面積が1haを超える場合はこの限りでない)</li> <li>・ 電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐採であると判断できる場合</li> </ul>
(7) (略)		(7) (略)	
3 (略)		3 (略)	
4 (略)		4 (略)	
5 (略)		5 (略)	
第3 (略)		第3 (略)	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項		第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	

<p>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法</p> <p>(1) 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 将来目標区分の設定に関する基準</p> <p><u>将来目標区分は、以下の基準に基づき設定します。</u></p> <p>(1) 木材生産林及び環境保全林</p> <p>木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮<u>します</u>。</p> <p>また、環境保全林については、木材生産林以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 将来目標区分の設定</p> <p>第2項により設定された区域を【別表3】に示します。</p>	<p>1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法</p> <p>(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 将来目標区分の設定に関する基準</p> <p><u>将来目標区分の設定に関する基準については、以下の基準で定めることとします。</u></p> <p>(1) 木材生産林及び環境保全林</p> <p>木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期的な木材生産に関する計画の有無についても考慮<u>するものとします</u>。</p> <p>また、環境保全林については、木材生産林以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 将来目標区分の設定</p> <p>第2項により設定された区域を【別表3】に示します。</p>
---	--



【別表3】 森林配置計画における将来目標区分の区域  
(集計表)

区分	面積 (ha)
木材生産林	11,274.20
環境保全林	22,842.50
観光景観林	35.56
生活保全林	29.85

4 (略)

5 (略)

第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 (略)

2 (略)

3 作業路網に関する計画

(1) (略)

(2) (略)

(3) 基幹路網に関する事項

ア 細部路網の整備計画

① (略)

②施工上の留意事項

施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。

区分	配慮すべき事項
<u>線形</u>	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。

【別表3】 森林配置計画における将来目標区分の区域  
(集計表)

区分	面積 (ha)
木材生産林	11,360.98
環境保全林	22,755.71
観光景観林	35.56
生活保全林	27.54

4 (略)

5 (略)

第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 (略)

2 (略)

3 作業路網の整備に関する計画

(1) (略)

(2) (略)

(3) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の整備計画

① (略)

②施工上の留意事項

施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要に応じて計画の変更を行うこととします。

区分	配慮すべき事項
<u>路網</u>	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。

切土	できる限り低く（1.5m程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。	切土	できる限り低く（1.5m程度までが望ましい）するとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛土	<p>「段切り」や「締固め」を行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。</p> <p>急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。</p>	<p>「段切り」や「締固め」を行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。</p> <p>急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。</p>	
小溪流の横断	<p>管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、小溪流の横断には、原則として洗越工を施工する。</p>	<p>管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、小溪流の横断には、原則として洗越工を施工する。</p>	
路面水の処理	<p>路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。</p> <p>排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。</p>	<p>路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。</p> <p>排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断勾配を波形勾配（常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる）とすることにより分散排水を心がける。</p>	

残土処理	残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくらせた上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。
------	---

イ（略）

4（略）

第8（略）

第9 その他必要な事項

1（略）

2（略）

3（略）

Ⅲ（略）

Ⅳ（略）

V その他森林の整備のために必要な事項

1（略）

2（略）

3（略）

4（略）

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画については表V-1-6-1のとおりです。  
表V-1-6-1計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面積 (ha)	備 考
恵那市笠置町 73 林班	間伐	14.67	令和元年度実施済

残土処理	残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくらせた上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。
------	---

イ（略）

4（略）

第8（略）

第9 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1（略）

2（略）

3（略）

Ⅲ（略）

Ⅳ（略）

V その他森林の整備のために必要な事項

1（略）

2（略）

3（略）

4（略）

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画については表V-1-6-1のとおりです。  
表V-1-6-1計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画

区 域	作業種	面積 (ha)	備 考
恵那市笠置町 73 林班	間伐	14.67	令和元年度実施済

惠那市串原 42 林班	間伐	9.95	令和元年度実施済
惠那市笠置町 72 林班	間伐	35.27	令和2年度実施済
惠那市串原 12.14 林班	間伐	24.95	令和2年度実施済
惠那市明智町 97 林班	間伐	7.48	令和2年度実施済
惠那市笠置町 70.71 林班	間伐	40.15	令和3年度実施済
惠那市武並町藤 181 林班	間伐	9.44	令和3年度実施済
惠那市串原 17.18 林班	間伐	29.89	令和3年度実施済
惠那市明智町 98.99.100 林班	間伐	17.52	令和3年度実施済
惠那市笠置町 68.74 林班	間伐	19.82	令和4年度実施済
惠那市明智町 95.96 林班	間伐	35.76	令和4年度実施済
惠那市串原 47.49.50 林班	間伐	47.95	令和4年度実施済
惠那市笠置町 66.67.69 林班	間伐	46.91	令和5年度実施済
惠那市串原 31.32.33 林班	間伐	24.30	令和5年度実施済
惠那市笠置町 75.76 林班	間伐	<u>39.42</u>	令和6年度実施済
<u>惠那市岩村町</u> <u>52.53 林班</u>	間伐	<u>11.88</u>	令和6年度実施済
<u>惠那市明智町</u> <u>21.24.25 林班</u>	間伐	<u>15.42</u>	令和6年度実施済
<u>惠那市長島町</u> <u>149 林班</u>	間伐	<u>8.30</u>	令和7年度実施予定
<u>惠那市笠置町</u> <u>77.78 林班</u>	間伐	<u>30.00</u>	令和7年度実施予定
<u>惠那市山岡町</u> <u>45 林班</u>	間伐	<u>25.00</u>	令和7年度実施予定
<u>惠那市串原</u> <u>43.44 林班</u>	間伐	<u>25.00</u>	令和7年度実施予定

6 (略)

惠那市串原 42 林班	間伐	9.95	令和元年度実施済
惠那市笠置町 72 林班	間伐	35.27	令和2年度実施済
惠那市串原 12.14 林班	間伐	24.95	令和2年度実施済
惠那市明智町 97 林班	間伐	7.48	令和2年度実施済
惠那市笠置町 70.71 林班	間伐	40.15	令和3年度実施済
惠那市武並町藤 181 林班	間伐	9.44	令和3年度実施済
惠那市串原 17.18 林班	間伐	29.89	令和3年度実施済
惠那市明智町 98.99.100 林班	間伐	17.52	令和3年度実施済
惠那市笠置町 68.74 林班	間伐	19.82	令和4年度実施済
惠那市明智町 95.96 林班	間伐	35.76	令和4年度実施済
惠那市串原 47.49.50 林班	間伐	47.95	令和4年度実施済
惠那市笠置町 66.67.69 林班	間伐	46.91	令和5年度実施済
惠那市串原 31.32.33 林班	間伐	24.30	令和5年度実施済
惠那市笠置町 75.76 林班	間伐	<u>49.0</u>	令和6年度実施予定
<u>惠那市飯地町</u> <u>31 林班</u>	間伐	<u>15.0</u>	令和6年度実施予定
<u>惠那市岩村町</u> <u>52.53 林班</u>	間伐	<u>20.0</u>	令和6年度実施予定
<u>惠那市明智町</u> <u>21.24.25 林班</u>	間伐	<u>20.0</u>	令和6年度実施予定

6 (略)